

令和 7 年度見積合せ実施要領

見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和 7 年 4 月 16 日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 日々雇用者（雇い上げ）傷害保険
- (2) 被保険者 門真市
- (3) 保険適用期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 1 日まで

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月 6 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不適当と認められる者でないこと。
- (7) 令和7年度の本市の一般委託・物品等の入札参加資格者として「(大分類) 7 その他業務等- (小分類) q保険」に登録していること。

3 見積合せ参加の申出

- (1) 本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書（様式A）及び見積書（任意様式）各1部を次のとおり提出しなければなりません。なお、申請書類は持参又は郵送によるものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年4月16日（水）から同年4月25日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ただし、郵送の場合は必着とします。

イ 提出先

〒571-0064 門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター 4階
門真市保健福祉部健康増進課管理・医療グループ
電話 直通 06(6904) 6400
大代表 06(6902) 1231（内線3381）
代表 072(885) 1231（内線3381）

- (2) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加に必要な書類は、本市ホームページ
(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) よりダウンロードで交付します。

ア 交付書類

- (ア) 見積合せ参加申出書（様式A）
- (イ) 仕様書
- (ウ) 質問・回答書（様式B）
- (エ) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（電子契約希望者のみ使用）

- イ 交付期間 令和7年4月16日（水）から同年4月25日（金）の午後5時30分まで
- ウ 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合には、次の①に定める期間に次の②の問合せ先へ質問・回答書（様式B）を使用して、FAX又は電子メールにて質問してください。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

① 期間

令和 7 年 4 月 16 日（水）から令和 7 年 4 月 22 日（火）まで

送付後の電話連絡は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）の間に行ってください。

② 問合せ先

門真市御堂町 14 番 1 号 門真市保健福祉センター 4 階

門真市保健福祉部健康増進課管理・医療グループ

電話 直通 06(6904) 6400

大代表 06 (6902) 1231 (内線 3381)

代表 072 (885) 1231 (内線 3381)

F A X 06 (6904) 6832

電子メールアドレス fuk02@city.kadoma.osaka.jp

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) に令和 7 年 4 月 24 日（木）までに質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

4 見積合せの方法等

ア 本見積合せにおいては、金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方と決定するものとします。

ただし、契約するに当たっては、見積り金額が、予定価格の制限の範囲内であることとします。

イ 最低額の同額見積りが 2 者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

ウ 見積合せ参加者が、1 者に満たない場合は見積合せを中止します。

エ 契約金額決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額としますので、見積り参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を見積書に記載してください。

5 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り
- (5) 記名を欠く見積り
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り

(9) 必要とする書類を添付しない見積り

(10) 見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積り

6 契約の締結

(1) 契約書の作成を要します。

(2) 契約の相手方として確認され、通知を受けたときは、速やかに契約締結の申出をしなければなりません。なお、契約の締結は、原則、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。契約候補者の意向確認を得た上で、3(2)ア(エ)電子契約意向確認兼メールアドレス届出書の提出を求めます。

7 契約保証金

契約金額に予定数量を乗じた額の100分の5以上。ただし、門真市契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

8 支払条件

令和7年5月31日までに前払い

9 その他

(1) 見積合せ参加者は、実施要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。

(2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。

(3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。

(4) 元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。

(5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。

(6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。

(7) 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

10 問合せ先

門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター 4階

門真市保健福祉部健康増進課管理・医療グループ

電話 直通 06(6904) 6400

大代表 06 (6902) 1231 (内線3381)

代表 072 (885) 1231 (内線3381)